

第5期上士幌町地域福祉計画

第Ⅰ期再犯防止推進計画

第Ⅰ期成年後見制度利用促進基本計画

第Ⅰ期重層的支援体制整備事業実施計画

【令和8年度～令和12年度】

令和8年 月

上士幌町

目 次

【第5期上士幌町地域福祉計画】

第1章 計画の策定方針

1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3
5 SDGs との関連性	4
6 計画の策定体制	4

第2章 上士幌町の現状

1 人口の状況

(1) 人口の推移と構成	5
(2) 世帯の状況	6
(3) 自然動態	6
(4) 社会動態	7
(5) こどもの状況	7
(6) 障がいのある人の状況	8
(7) 要支援・要介護認定者数	10
(8) 生活保護	10

2 地域福祉の状況

(1) 行政区	11
(2) 民生委員児童委員	11
(3) ボランティアの状況	11
(4) 老人クラブ	11
(5) サロン活動	11
(6) 認知症サポーター	12
(7) 相談件数	12

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念	13
2 基本目標	13
3 施策の体系	15

第4章 施策の展開

基本目標1 豊かな地域福祉社会を担う 人づくり	16
基本目標2 みんなで支え合いつながる 地域づくり	18
基本目標3 だれもが安心して暮らせる 仕組みづくり	24

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理	31
2 計画の推進体制	31

【第Ⅰ期再犯防止推進計画】

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	2

2 再犯防止に関する現状

(1) 国の状況	3
(2) 道の状況	4
(3) 帯広警察署の管内状況	5
(4) 町の状況	5

3 基本的な考え方と全体像

4 施策の展開

(1) 生活基盤の確立と自立支援	7
(2) 地域の理解促進と非行防止	8
(3) 包括的な支援体制の整備	9

【第Ⅰ期成年後見制度利用促進基本計画】

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	2

2 成年後見制度とは

(1) 法定後見制度	2
(2) 任意後見制度	2
(3) 成年後見人等の職務	3

3 成年後見制度に関する現状・課題

(1) 成年後見制度の利用状況	3
(2) 町長申立て件数	3
(3) 市民後見人	3
(4) 本町の課題	3

4 基本的な考え方と全体像

5 施策の展開

(1) 地域連携ネットワークと中核機関の機能強化	5
(2) 制度の周知・啓発と理解促進	6
(3) 担い手の確保・育成と支援体制の充実	7

【第Ⅰ期重層的支援体制整備事業実施計画】

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 基本方針	1

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画の期間	3

3 重層的支援体制整備事業の全体像、実施の流れについて

4 重層的支援体制整備事業における各事業の概要

5 重層的支援体制整備事業の3つの支援

(1) 包括的相談支援事業（属性を問わない相談支援）	7
(2) 参加支援事業	9
(3) 地域づくり事業	11

6 重層的支援体制整備事業を支える機能

7 計画の推進に向けて

8 重層的支援体制整備事業の推進体制と評価

(1) 推進体制	15
(2) 事業の評価	15

【資 料】

1 第5期上士幌町地域福祉計画の策定経過	1
2 第5期上士幌町地域福祉計画策定委員会設置要綱	2
3 第5期上士幌町地域福祉計画策定委員会委員名簿	3

第Ⅰ章 計画の策定方針

I 計画策定の趣旨

現在、わが国では人口減少社会に突入し、少子高齢化、地域社会のつながりの希薄化など、これまでにない急激な社会構造の変化に直面しています。特に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、子育て家庭の多様化、地域における福祉課題の複雑化など、従来の制度や支援だけでは十分に対応しきれない状況が顕在化しています。

上士幌町においても、家族形態の変化や地域コミュニティの弱体化などの影響により、「だれもが安心して暮らし続けられる地域づくり」という地域福祉の基本的な理念の実現が困難な時代を迎えています。福祉ニーズは従来の「対象者別」「制度ごと」の支援から、生活課題をまるごと受け止める包括的支援へと転換が求められており、支援の担い手としても、行政や専門職だけでなく、地域住民や多様な主体の協働が不可欠になっています。

このような中、国では「地域共生社会」の実現を国家戦略と位置づけ、重層的支援体制整備事業の推進や、包括的な支援体制の構築に向けた法改正が進められてきました。社会福祉法に基づく地域福祉計画は、そうした流れを地域レベルで具体化する中核的な役割を担うものであり、福祉の視点からまちづくりを進める重要な基礎となります。

本町においては、既に地域福祉活動の基盤が築かれてきた一方で、制度の狭間にある複合的課題や、支援を必要としながらも声を上げられない「潜在的ニーズ」への対応が今後の大きな課題です。また、地域内外の連携・協働による包括的支援の体制整備、担い手不足への対応、デジタル技術の活用など、新たな視点も求められています。

こうした背景を踏まえ、第6期上士幌町総合計画や関係福祉計画との整合を図りつつ、住民・行政・福祉関係者が一体となって「地域共生社会」の実現に向けたビジョンと方針を共有することを目的に、本計画を策定するものです。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、高齢者や障がいのある方、こどもや子育て世帯、生活に困っている方など、だれもが安心して暮らし続けられる地域を、住民や関係機関が協力してつくっていく取り組みです。

近年は、制度やサービスだけでは支えきれない課題が増えており、「だれかの困りごと」を「地域みんなのこと」として捉えることが大切になっています。地域に住む人たち同士が顔の見える関係を築き、見守りや支え合いを広げていくことで、孤独・孤立や困難を抱えた人を減らし、暮らしやすい地域を実現していきます。

地域福祉は、専門職や行政だけでなく、地域のすべての人が主役となって取り組むものです。地域のつながりを強め、「自助」「互助」「共助」「公助」による支え合いを進めていくことが求められます。

● 「自助」「互助」「共助」「公助」

地域福祉を推進するうえで、すべての人が安心して暮らし続けられる地域を実現するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」がバランスよく機能することが重要です。

●自助（じじょ）

自分自身や家族で、できる限りの備えや支えを行うことです。健康づくり、日頃からの情報収集、金銭的な準備、災害への備えなどが含まれます。

自己や家族を守るという視点から、自立した生活を目指すことが、自助の基本です。

●互助（ごじょ）

共通の課題や目的をもった住民同士が、自発的に支援し合う取り組みです。ボランティア団体、NPO、行政区、民間の福祉活動などが担い手となります。共助よりも組織的・継続的な活動が特徴で、制度の隙間を埋める重要な役割を担います。

●共助（きょうじょ）

近隣や地域の人々同士が、支え合うことです。顔の見える関係をつくり、困ったときに声をかけ合ったり、見守ったりすることが含まれます。「お互いさま」の精神で、地域の中に信頼関係を築くことが、共助の土台となります。

●公助（こうじょ）

国や自治体などの公的機関による支援です。生活保護や介護保険、子育て支援など、法律や制度に基づいたサービスを提供することで、個人や地域で対応が難しい課題を支えます。

これらの「自助・互助・共助・公助」は、それぞれが独立しているのではなく、補完し合いながら一人ひとりの暮らしを支える仕組みです。すべてを行政の「公助」でまかなうことはできませんが、一方で「自助」だけに頼るのも限界があります。

地域のすべての人が、自分にできることを考え、支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現に向けて、これらの助け合いを強化していくことが求められます。

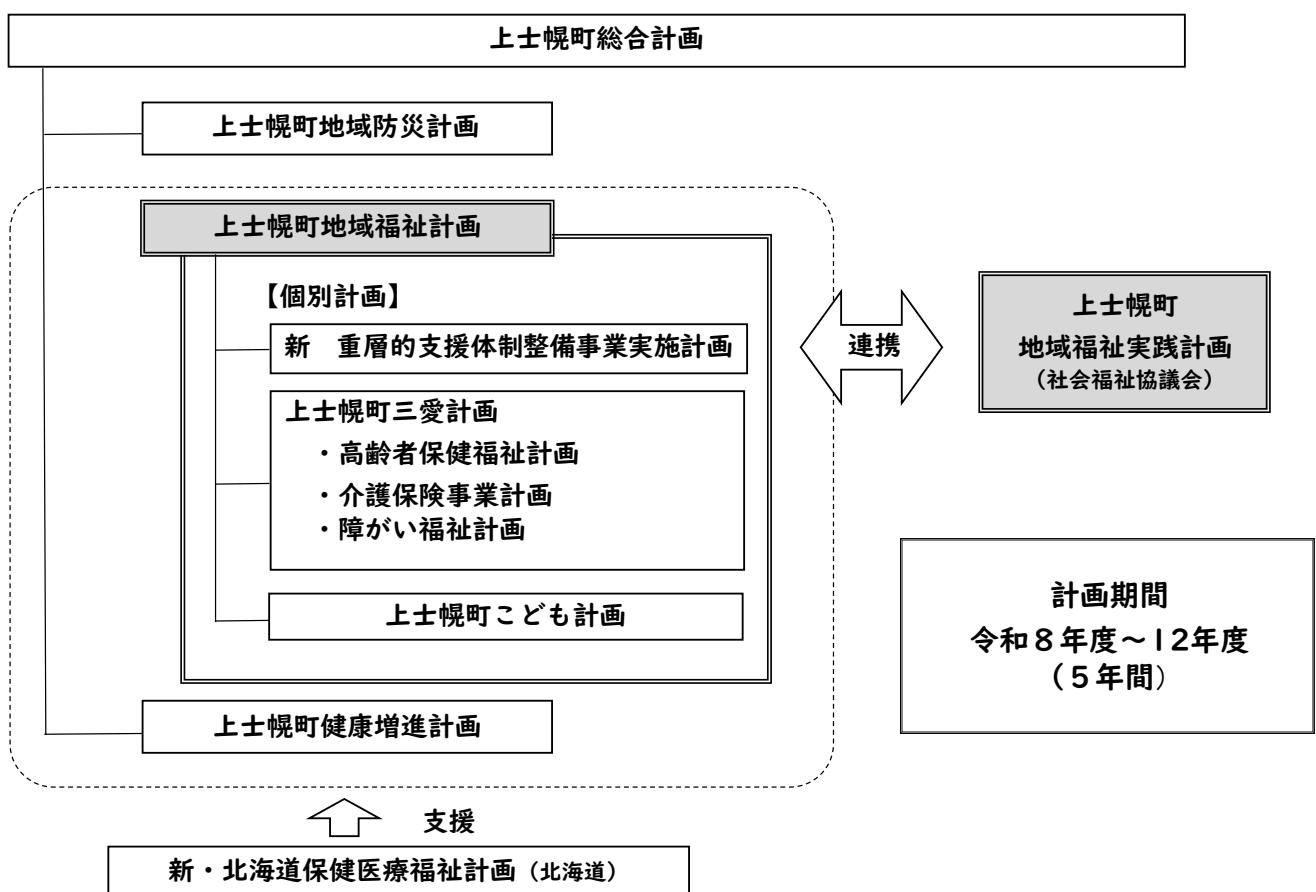
3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」として位置づけるものであり、第6期上士幌町総合計画を上位計画としています。本町における福祉関連の個別計画である「上士幌町三愛計画」「上士幌町こども計画」の上位計画として策定するものです。

同時に、町民の活動計画として上士幌町社会福祉協議会が策定している「第7期上士幌町地域福祉実践計画」との整合性を図っています。

本町が目標とする地域福祉を実現するため、基本的な方向性と具体的な施策の展開を示すもので、本町の地域福祉推進において中核的な役割を果たす計画です。

◆計画関係図



4 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。

5 SDGsとの関連性

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)」は、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、「だれ一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴール(目標)と169のターゲットを定めたものです。

本町では、各種の分野別計画等において、SDGsの視点で課題を整理し、解決に向けた取り組みを実践するなど、その要素の反映に努めています。



6 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、保健・福祉分野の各関係団体からの代表者15名により構成される「第5期上士幌町地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行います。

なお、策定委員会は、「第7期上士幌町地域福祉実践計画策定委員会（社会福祉協議会所管）」と合同で行い、令和7年8月から計3回開催しました。

また、各団体等へ意見聴取を行うとともに、「上士幌町三愛計画」や「上士幌町こども計画」で行ったアンケートや意見聴取の内容を本計画に反映するとともに、本計画を町ホームページなどで公表し、パブリックコメント※の募集を行いました。

※行政が計画や条例の策定にあたり、その案を事前に公表して広く住民から意見を募集する一連の手続き。

第2章 上士幌町の現状

I 人口の状況

(1) 人口の推移と構成

① 人口の推移

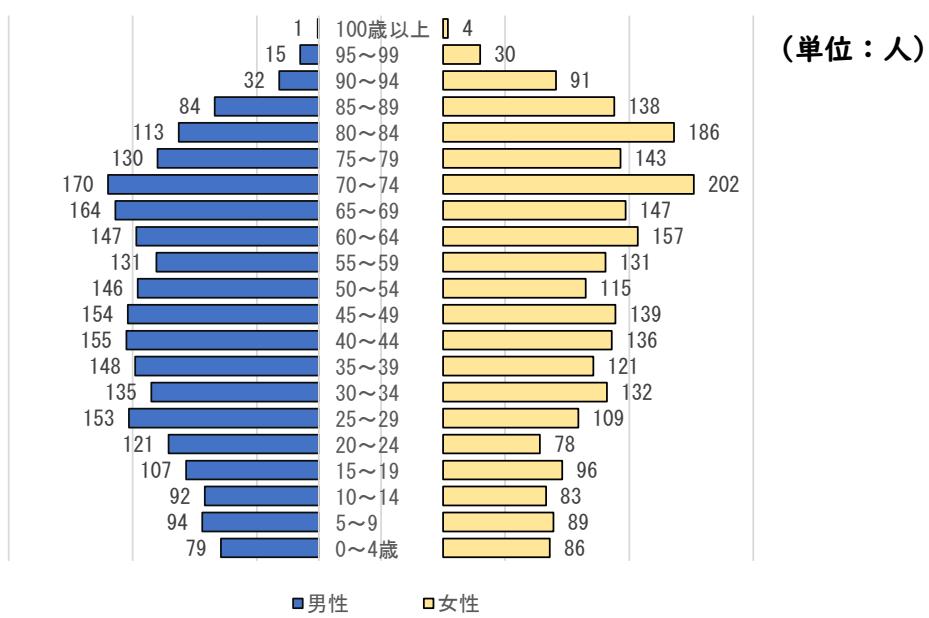
人口の推移をみると、令和3年以降減少傾向にあり、令和6年1月1日現在の人口は4,784人となっています。年齢別人口でも、各年代ともに令和3年以降、減少傾向にあります。高齢化率はほぼ横ばいで、令和6年現在34.5%となっています。



出典：住民基本台帳人口（令和6年1月1日現在）

② 人口ピラミッド

年代別的人口構成をみると、男女とも70～74歳の人口が最も多いくなっています。一方、女性の20～24歳が78人と少なくなっています。



出典：住民基本台帳人口（令和6年1月1日現在）

(2) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、平成 22 年から平成 27 年にかけては減少していましたが、令和 2 年には増加しており、2,343 世帯となっています。単独世帯が平成 22 年の 756 世帯から令和 2 年には 1,070 世帯と増加しています。また、高齢単身世帯も令和 2 年に 400 世帯と増加しています。

(単位：世帯)

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	2,221	2,172	2,343
親族世帯数	1,454	1,312	1,265
うち核家族世帯数	1,243	1,130	1,131
単独世帯数	756	850	1,070
非親族世帯数	11	10	8
高齢夫婦世帯	380	369	337
高齢単身世帯	296	344	400
3 世代世帯数	122	107	77

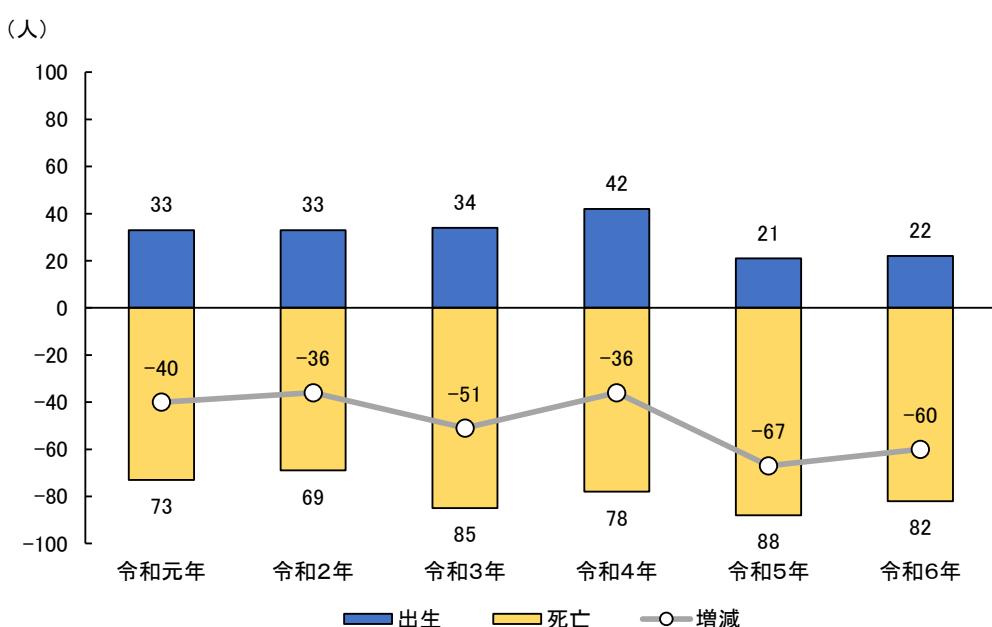
※高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

出典：国勢調査

(3) 自然動態

出生数の推移をみると、令和元年から令和 4 年にかけては 30~40 人台で増加傾向にあります。が、令和 5 年は 21 人、令和 6 年は 22 人に落ち込んでいます。

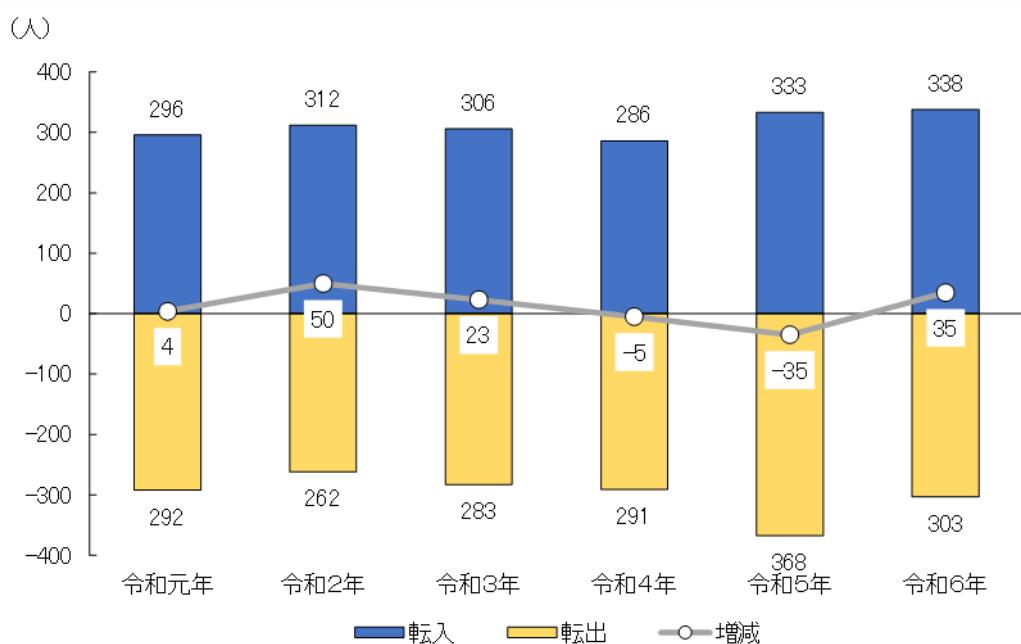
死亡数の推移をみると、70 人前後から 80 人台で推移し、令和 6 年には 82 人となっており、60 人の自然減となっています。



出典：北海道住民基本台帳人口動態（各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

(4) 社会動態

転入数の推移をみると、300人前後で推移し、令和6年には338人となっています。
転出数の推移をみると、令和元～4年にかけては200人台後半で推移していましたが、令和5年は368人、令和6年は303人と300人を超える、令和6年は35人の社会増となっています。



出典：北海道住民基本台帳人口動態（各年1月1日～12月31日）

(5) こどもの状況

① 児童数

児童数については、6～11歳、12～17歳はほぼ横ばいですが、0～5歳は令和2年から令和6年にかけて30人以上減少しています。
(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	223	206	206	201	192
6～11歳	220	221	228	222	214
12～17歳	248	256	249	233	239

出典：上士幌町 人口統計表（各年3月31日現在）

② ひとり親世帯数

母子世帯、父子世帯ともに減少傾向にあり、令和2年の母子世帯は21世帯、父子世帯は3世帯となっています。
(単位：世帯)

	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯数	28	23	21
父子世帯数	6	4	3

出典：国勢調査

③ 児童扶養手当受給世帯数

児童扶養手当受給世帯数、対象児童数は令和4年を除いて減少傾向にあり、令和6年は29世帯、対象児童数は47人となっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童扶養手当受給世帯数（世帯）	39	36	39	35	29
対象児童数（人）	56	52	59	51	47

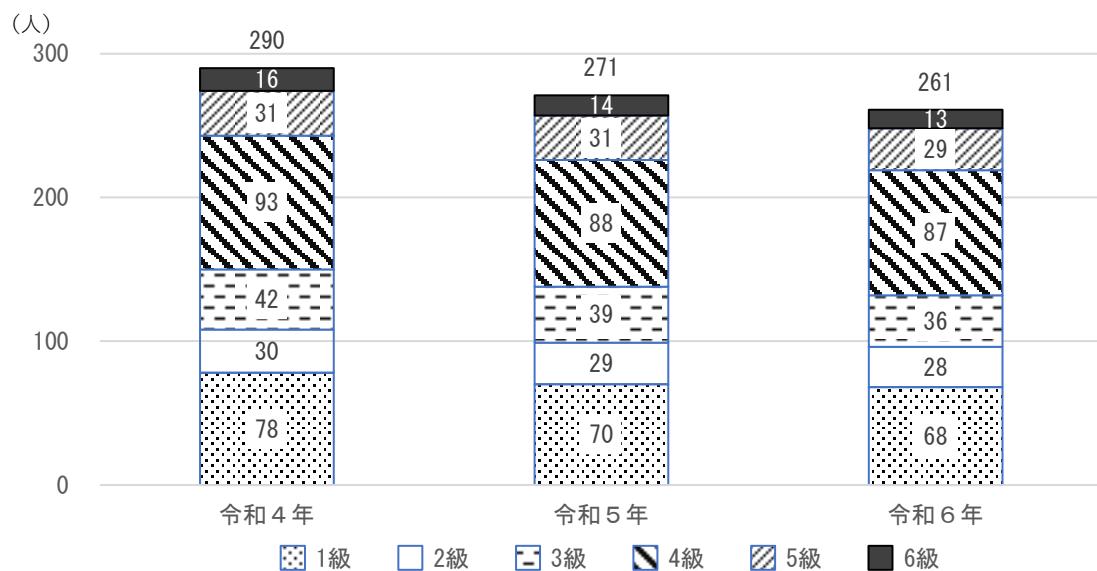
出典：保健福祉課（各年12月31日現在）

（6）障がいのある人の状況

① 身体に障がいがある人の状況

身体に障がいがある人は令和4年以降、減少傾向にあります。等級別では、4級の人が最も多く、次いで1級、3級の順となっています。

身体障がい種別の内訳をみると、肢体不自由が158人と最も多く、次いで内部、聴覚・平衡の順となっています。



■身体障がい種別内訳（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	6	6	0	2	2	0	16
聴覚・平衡	2	5	2	12	0	6	27
音声・言語	0	0	0	2	0	0	2
肢体不自由	24	16	25	59	27	7	158
内部	36	1	9	12	0	0	58
計	68	28	36	87	29	13	261

出典：保健福祉課（令和6年12月31日現在）

② 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

また、年齢区別でみると、18歳以上が増加傾向にあります。

■等級別療育手帳保持者数（単位：人）

	令和4年	令和5年	令和6年
A（重度）	24	23	23
B（中度・軽度）	46	44	46
計	70	67	69

■年齢別療育手帳保持者数（単位：人）

	令和4年	令和5年	令和6年
18歳未満	13	9	8
18歳以上	57	58	61
計	70	67	69

出典：保健福祉課（各年 12月31日現在）

③ 精神障がいのある人の状況

精神障害者手帳所持者数の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

また、等級別でみると、2級が最も多くなっています。

（単位：人）

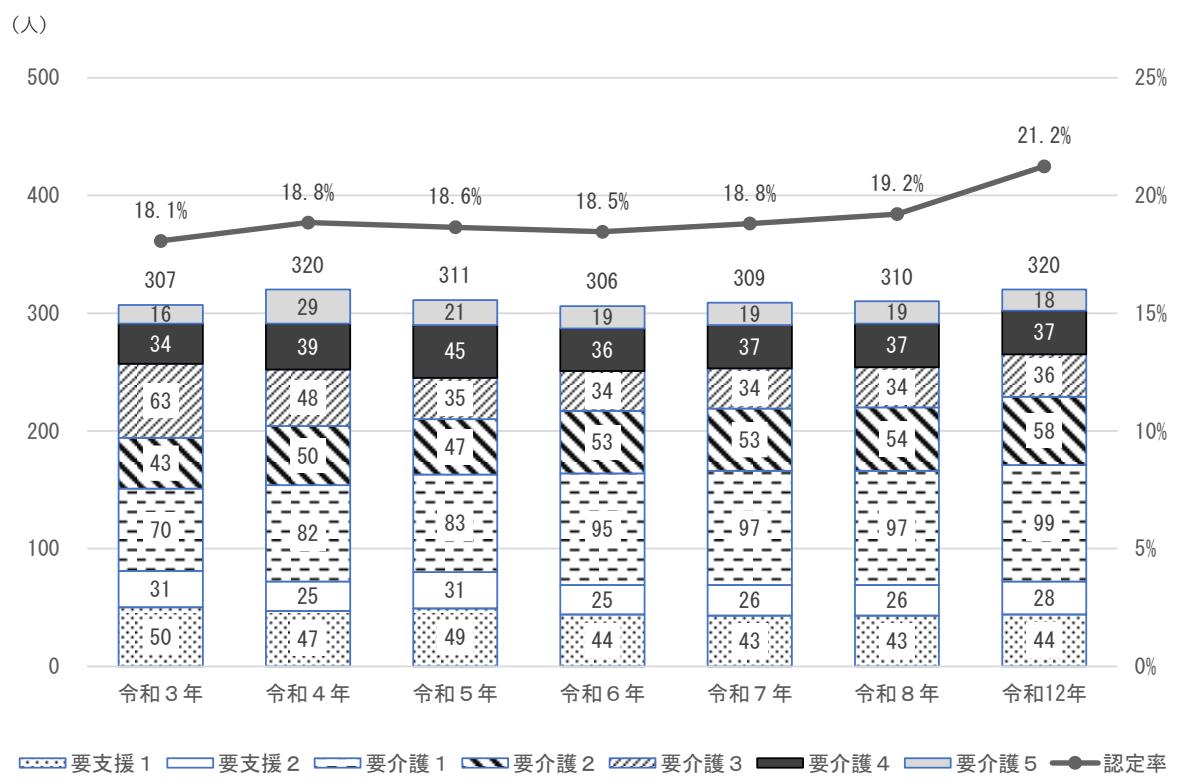
	令和4年	令和5年	令和6年
1級	4	4	4
2級	12	14	15
3級	11	11	11
計	27	29	30

出典：保健福祉課（各年 12月31日現在）

(7) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は300人台で推移し、令和5年4月で311人となっています。介護度別でみると、令和3年から令和5年にかけて、要介護1が70人から83人に、要介護4が34人から45人に増加しています。認定率は18%台で推移しています。

要支援・要介護認定者数の推計では、令和12年に320人となっており、要介護1の人が99人になる予測となっています。認定率は21.2%と上昇する見込みです。



出典：上士幌町三愛計画（各年4月1日現在）
※令和6年以降は推計値

(8) 生活保護

生活保護世帯については令和3年を除き世帯数に大きな変動はなく、60世帯程度で推移しています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活保護世帯数（世帯）	57	67	59	57	55
対象人数（人）	75	85	70	68	66

出典：十勝総合振興局（各年12月31日現在）

2 地域福祉の状況

(1) 行政区

行政区数は変動がなく、50世帯となっていますが、加入世帯数は年々減少しています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
行政区数（団体）	50	50	50	50
世帯数（世帯）	1,886	1,814	1,804	1,702

出典：総務課（各年4月1日現在）

(2) 民生委員児童委員

民生委員児童委員数は令和6年現在19人となっています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
民生委員児童委員数（人）	19	19	19	19

出典：保健福祉課（各年4月1日現在）

(3) ボランティアの状況

ボランティア団体数は令和4年に2団体増え、令和6年現在7団体となっています。

ボランティア登録者数は令和5年に100人を超えたが、令和6年現在98人となっています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
団体数（団体）	5	7	7	7
登録者数（人）	70	87	103	98

出典：上士幌町社会福祉協議会（各年4月1日現在）

(4) 老人クラブ

町内には、老人クラブ連合会（事務局：社会福祉協議会）と9つの単位老人クラブがあり、令和6年4月現在351人の高齢者が会員として活動に参加しています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
老人クラブ数（団体）	9	9	9	9
会員数（人）	394	381	380	351

出典：上士幌町社会福祉協議会（各年4月1日現在）

(5) サロン活動

サロン数は減少傾向にあり、令和6年現在4団体となっています。

また、参加数は令和4～5年にかけて500人を超えていましたが、令和6年は170人と減少しています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
サロン数（か所）	6	5	5	4
参加者数（人）	331	512	520	170

出典：上士幌町社会福祉協議会（各年4月1日現在）

(6) 認知症サポーター

本町では、平成18年度から取り組みを開始しており、令和7年3月末時点で延べ1,624人が認知症サポーターになっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認知症サポーター数（人）	83	76	105	112

出典：保健福祉課（各年4月1日現在）

(7) 相談件数

① 児童虐待相談件数

児童虐待相談件数は令和3～5年度にかけては0～3件程度でしたが、令和6年度は多子世帯での相談が重なったことにより、15件に増加しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数（件）	1	3	0	15

出典：教育推進課（各年4月1日現在）

② 障がい者虐待相談件数

障がい者虐待相談件数は令和5年度には4件ありましたが、それ以外は0件となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数（件）	0	0	4	0

出典：保健福祉課（各年12月31日現在）

③ 高齢者虐待相談件数

高齢者虐待相談件数は令和3～4年度は1件ありましたが、それ以外は0件となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数（件）	1	1	0	0

出典：地域包括支援センター（各年4月1日現在）

④ 地域包括支援センター相談件数

地域包括支援センターの相談件数は2,000件台で推移し、令和6年度は2,270件となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数（件）	2,044	2,379	2,113	2,270

出典：地域包括支援センター（各年4月1日現在）

⑤ 生活困窮者新規受付相談件数

生活困窮者新規受付相談件数は各年0～2件程度となっており、令和6年度は1件となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数（件）	2	0	1	1

出典：上士幌町社会福祉協議会（各年4月1日現在）

第3章 計画の基本理念と基本目標

I 基本理念

第6期上士幌町総合計画では、「未来につなぐ 笑顔かがやく 元気まち上士幌」を将来像とし、保健・福祉分野では「だれもが健康で活躍できるまちづくり」を基本目標としてまちづくりを進めています。

本計画では、「みんながつながり みんなで支え合い だれもが安心して暮らし、活躍し続けられるまち」を基本理念とし、だれもが住み慣れた地域の中で、孤立することなく、みんながつながり支え合いながら、安心して暮らすことのできる、だれもが活躍できるまちづくりを目指します。

みんながつながり みんなで支え合い

だれもが安心して暮らし、活躍し続けられるまち

2 基本目標

基本理念を実現していくために、町民、町内会、行政、関係団体、事業者などが連携し、それぞれの役割に基づく協働を進めながら、だれもが自立した生活を送り、自らも地域の担い手になるよう、互いに連携し、ともに支え合う意識づくりが必要となります。

また、この町で暮らす様々な人々が、互いに持つ多様な個性を認め合い、互いの立場を尊重し理解し合っていくことが必要であり、それは、人権の尊重にもつながっていきます。

次に掲げる3つの基本目標は、基本理念である「みんながつながり みんなで支え合い だれもが安心して暮らし、活躍し続けられるまち」を実現するためのキーワードとなるもので、取り組みの方向性を示すものです。

基本目標1 豊かな地域福祉社会を担う 人づくり

だれもが安心して暮らせる豊かな地域社会を実現するためには、活動の担い手が必要であり、それらが広がっていくことの仕組みも必要です。学習機会や地域住民が集う交流を通じ、こどもから大人まで福祉に対する理解を深めることはもとより、地域福祉活動やボランティア活動を担う人材の発掘や育成を行うとともに、自主的な活動へと広がっていくような環境づくりを行います。

基本方針

- 1 福祉意識の醸成と啓発
- 2 担い手の発掘と育成

基本目標2 みんなで支え合いつながる 地域づくり

高齢者や障がいのある人などの自立した生活を支えていくためには、地域の見守りや日常生活の支援が必要となります。住み慣れた地域で、いつまでも安全で安心していきいきと暮らせるよう、社会参加しやすい環境づくりも必要です。それは、高齢者や障がいのある人に限らず、こどもをもつ親や介護をしている方にも当てはまります。

町民一人ひとりが優しく思いやりの心をもち、互いに尊重し合い、助け合い、支え合う地域づくりを行います。

基本方針

- 1 安全で安心な環境づくり
- 2 町民の交流と社会参加の促進

基本目標3 だれもが安心して暮らせる 仕組みづくり

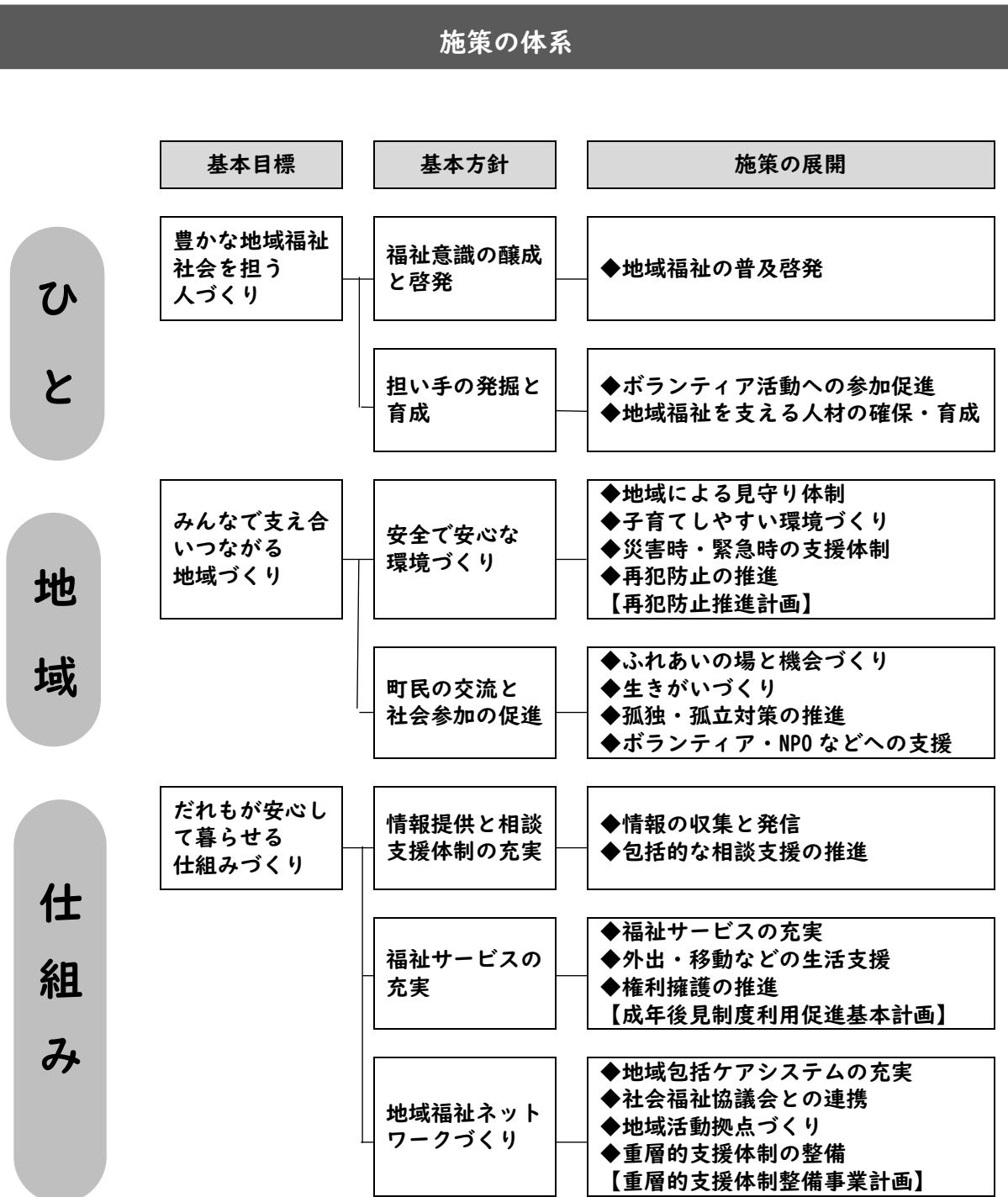
福祉ニーズが多様化している中、町民が安心して暮らし続けることができるまちをつくるために、相談支援体制や情報提供体制を充実させ、利用者が自分に合った福祉サービスを選択でき、安心して利用できる仕組みづくりを行います。

また、地域福祉における行政と専門機関などのネットワークを強化し、多方面からの見守りと福祉サービスの提供を行っていきます。

基本方針

- 1 情報提供と相談支援体制の充実
- 2 福祉サービスの充実
- 3 地域福祉ネットワークづくり

3 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 豊かな地域福祉社会を担う 人づくり

(Ⅰ) 福祉意識の醸成と啓発

① 地域福祉の普及啓発

現状と課題

高齢者や子ども、障がいのある方などすべての人々が住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくためには、地域でのふれあいやつながり、お互いを認め、思いやり、尊重し合う意識の醸成が必要ですが、近年、高齢化の進展やライフスタイルの変化などにより、近所づきあいや顔の見える関係性が減少しつつあります。

そのため、普段からのあいさつや声かけ・見守りなどの地域交流の取り組みを推進し、地域で暮らす一人ひとりが、地域のことを自ら考え、地域の課題を共有することが重要であるとともに、地域福祉の意義や必要性についての理解が不可欠です。

行政、民間団体、学校、家庭及び地域が連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、年齢、性別、身体の状況、社会的立場などの違いによらず、お互いを認め合い、支え合いの考え方を広めることが必要です。

主な取り組み

■地域福祉に関する普及・啓発の推進

地域福祉に関する各種行事やイベント・講演会など、広報紙やホームページなどを通じて普及・啓発を行い町民の地域福祉に関する意識向上を図ります。

■家庭、地域、学校等における福祉教育の推進

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉の意義や必要性について、町民の理解と協力が必要となってきます。また、幼少期から助け合い、思いやりの心を持てるよう家庭、地域、学校等における福祉教育を推進します。

■地域共生社会の推進

だれもが個人として尊重され、助け合いながら、生きがいをもって暮らしていけるよう、思いやりと支え合いの意識の醸成を図ります。

(2) 担い手の発掘と育成

① ボランティア活動への参加促進

現状と課題

地域における困りごとが多様化し、地域でのちょっとした手助けや様々な支援ニーズに対応した多様な担い手が求められています。

本町でも様々なボランティアが行われていますが、活動している方の高齢化やボランティア団体への加入が少ない現状にあります。

だれもが気軽に参加できるようなきっかけや仕組みづくりを検討し、町民の意識向上を図り、ボランティアへの参加を促進します。

主な取り組み

■気軽に活動ができる環境づくり

気軽に楽しく自分のできることを行うことで、だれでも地域の担い手になれます。

福祉教育の推進や、既に行われている地域福祉活動の周知を行いながら、自分ができる範囲で無理なく始めることから取り組める環境づくりを行います。

■社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターにおける活動や介護支援ボランティアポイント事業^{*1}・高齢者等福祉除雪ボランティア活動支援事業^{*2}など、社会福祉協議会と連携しながら様々な活動を支援していきます。

^{*1}町内在住の満18歳以上の者（高校生を除く）が対象で、活動者自身の社会参加活動を通じて介護予防を推進する事業。¹ポイントで100SDGsポイントが付与される。

^{*2}自力での除雪が困難な高齢者世帯や障がい者世帯に対し、玄関先や生活通路の除雪を地域住民やボランティアが支援する事業。

② 地域福祉を支える人材の確保と育成

現状と課題

地域福祉を推進するには、「自助」「互助」「共助」「公助」を連携させていくことが必要です。なかでも「互助」や「共助」は、地域福祉活動の大きな役割を担っているため、福祉意識の醸成を行いながら、その活動を担う人材の発掘・確保・育成を継続的に行う必要があります。

また、専門的な福祉人材の確保も課題となっています。

主な取り組み

■民生委員児童委員の活動環境の整備

地域福祉を支える人材として民生委員児童委員の存在は非常に重要です。そのため、負担軽減や活動しやすい環境づくりなどを検討し、担い手の確保を図ります。

■人材の発掘

地域福祉活動に関する情報提供などを行い、活動を行いたい人の発掘を行います。また、既に地域福祉活動を行っている人たちと協力し、「誘い合い」「声かけ」を行い、人材の広がりを促進します。

■専門性の高い福祉人材の確保・育成

高齢化の進展や複合的な生活課題を抱える方が増えていく中では、総合的な視点から問題を整理し、地域の課題として地域づくりにつなげられるような人材が必要です。

また、医療や介護・障がい者支援に関わる専門的な人材も不足しています。介護人材の養成などを行いながら、専門的な福祉人材の確保に努めます。

基本目標2 みんなで支え合いつながる 地域づくり

(1) 安全で安心な環境づくり

① 地域による見守り体制

現状と課題

高齢夫婦世帯やひとり暮らし高齢者世帯の増加や価値観の多様化などを背景として、地域の顔の見えるつながりが減少し、支え合い助け合いなどの互助機能の低下が懸念されています。

地域における多様な課題にきめ細かに対応していくには、その地域の問題を早期に発見し、早期に対応するための仕組みづくりが必要となります。

地域に住んでいる一人ひとりが様々な地域課題を「我がこと」として受け止め、だれもが活躍し、支え合いながら、自分らしく安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現を目指す必要があります。

住み慣れた地域で安心した生活を送るために、相互に助け合い、「互助」による見守りと「共助」による見守りの体制を築くことが重要です。

主な取り組み

■地域における支え合い・見守り体制の構築

地域福祉活動の基本である「あいさつ」や「声かけ」が地域での「見守り」や「安否確認」にもなることを認識し、地域住民や事業者、民生委員児童委員、関係機関などと連携を図りながら支え合い・見守り体制の充実を図ります。

■地域ネットワークの充実

小地域ネットワーク活動^{*1}や自主防災組織^{*2}の立ち上げなど、社会福祉協議会と連携した地域福祉活動の支援を図ります。

*1 行政区などの身近な地域単位で、住民同士が日常的な見守りや声かけ、支え合いを行う活動。

*2 「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、地域住民が自主的に結成する防災組織。平常時の防災訓練や啓発、災害時の初期消火や避難誘導、救出救護活動などを行い、地域防災力の向上を図る。

■認知症支援に関する普及啓発及び支援体制の充実

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくことができるよう、認知症に関する正しい知識や情報の普及・啓発を実施するとともに、認知症の方やその家族を支える仕組みづくりに努めます。

② 子育てしやすい環境づくり

現状と課題

地域での結びつきの弱まりや核家族化などの背景から、隣近所との付き合いが少なく孤立しがちな子育て世帯の育児への不安感や負担感が増大しており、児童虐待や不登校など、大きな社会問題となっています。子育てへの不安を解消するため、子育て世帯同士の交流はもとより、気軽に地域の中で、世代を超えた交流を持てるようなふれあいの場や機会の創出が必要です。

また、共働き世帯も増加しており、子育て支援を必要とする家庭が増えてきています。子育てを支える環境づくりや子どもの健やかな育ちを守る取り組みが必要となっています。

主な取り組み

■地域ぐるみの子育て

地域全体で子育て世帯を支えられるよう、子育てに関する意識啓発と情報提供を行います。

また、地域の一員であるこどもたちへの「声かけ」「見守り」を推進します。

■ふれあいの場づくり

子育て世帯の不安や孤立感を解消できるように、子育て世帯同士の仲間づくりの場や育児の悩みを気軽に相談できる場などの仕組みや環境を整備します。

■子どもの人権の尊重

子どもの人権が守られるよう関係機関が連携し、児童虐待の発生予防及び早期発見への体制が図られるよう努めます。

■子育て支援の充実

こどもと子育ての相談センターうみそらや、療育を必要とするこどもや保護者への支援を行う子ども発達支援センターの充実を図ります。

また、安心して仕事と子育てができるよう、仕事と子育てを両立するための環境づくりに努めます。

③ 災害時・緊急時の支援体制

現状と課題

災害発生時や発生の恐れがあるときには、上士幌町地域防災計画に基づいて「避難勧告」や「避難指示」がなされます。万一の場合に備えて、まず、自らを守る意識や知識を高めることが大事ですが、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な方への情報伝達や安否確認、避難支援が課題となっています。災害時要配慮者（高齢者や障がい者等）の情報収集を行うとともに、災害時要配慮者の中でも特に避難に支援を必要とする避難行動要支援者について平時からの把握に努める必要があります。

また、高齢者や障がい者、妊婦など災害時に援護が必要な人に配慮した福祉避難所等で受け入れられるよう体制の整備が必要です。

主な取り組み

■避難行動要支援者の把握と情報共有

災害時に避難支援を必要とする方の名簿を整理し、平時から自主防災組織や関係機関と情報を共有し、災害時の安否確認や避難支援等に対応できるように体制を構築します。

また、避難行動要支援者及びその支援に対する理解を深めるために、地域の関係団体等への普及啓発を推進します。

■自主防災組織への支援

災害などの被害を最小限に抑えるためには、地域の力が必要です。そのためには、地域防災体制の確立が必要となります。災害発生に備え、地域住民の自主防災組織化や住民協力による救助・救援活動を支援します。

■福祉避難所の充実

災害発生時に避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を受け入れるため、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、地域交流スペースを福祉避難所として指定しています。要配慮者に対して、円滑な情報伝達ができる施設整備などの充実を図ります。

■避難訓練等の実施

上士幌町地域防災計画に基づいて、各関係団体等と連携した訓練を実施します。

※避難行動要支援者名簿

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で作成される名簿。

※避難行動要支援者

要配慮の中でも特に避難に支援の必要な方で、次の基準が上士幌町地域防災計画に定められている。
①要介護3以上の認定を受けている者、②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する者は除く）、③療育手帳Aを所持する知的障害者、④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するもので単身世帯の者、⑤町の生活支援を受けている難病患者、⑥①から⑤に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

④ 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

現状と課題

わが国では、刑法犯検挙者数は年々減少している一方、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合は約5割前後で高止まりしています。犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない、高齢で身寄りがない、障がいや疾病を抱えている、社会とのつながりが希薄であるなど、様々な生活課題を抱えている人が少なくありません。こうした課題が解決されないまま地域に戻ると、必要な支援が届かず孤立し、再び犯罪を繰り返してしまうケースがみられます。

再犯を防止し、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援することは、本人の自立と更生を促すだけでなく、地域における犯罪の減少や安全・安心なまちづくりにもつながる重要な取り組みです。地域共生社会の実現を目指す地域福祉の枠組みの中で、犯罪や非行をした人も含め、だれもが排除されず、安心して暮らせる「だれ一人取り残さない」地域社会づくりを進めることが求められています。そのため、行政をはじめ、団体や企業、福祉関連機関、保護司会などの更生保護関係機関などが連携して再犯防止に取り組む必要があります。

■主な取り組み

■生活基盤の確立と自立支援

就労・住居の確保に向けて、ハローワーク^{※1}や協力雇用主^{※2}、関係機関が連携して支援を行います。また、高齢や障がい、生活困窮等の課題を抱える人への医療・保健・福祉サービスの利用を支援し、安定した生活基盤の確立を図ります。

*¹ 公共職業安定所の愛称で国が運営する就職支援機関。職業紹介や雇用保険の手続き、職業訓練の案内などを無料で行う。

*² 犯罪や非行の前歴がある事情を理解した上で、その立ち直りを助けるために雇用に協力する民間の事業主。保護観察所に登録し、就労支援を通じて再犯防止と社会復帰を支える。

■地域の理解促進

再犯防止に関する啓発活動を実施するとともに、「だれ一人取り残さない」地域社会の実現に向けた地域住民の理解促進を図ります。犯罪や非行をした人が地域社会の一員として受け入れられるよう、偏見や差別のない環境づくりを進めます。

■包括的な支援体制の整備

保護観察所、保護司会、更生保護施設等の関係機関と連携を強化し、社会復帰に向けた相談支援体制を整備します。町の包括的な相談支援体制や生活困窮者支援制度^{※3}と連携し、複合的な課題を抱える人への継続的な伴走支援を提供します。

*³ 生活保護に至る前の段階で、経済的困窮や社会的孤立など複合的な課題を抱える人の自立を支援する制度。自立相談支援事業を柱に、就労、家計、住居の確保、子どもの学習支援などを包括的に行う。

(Ⅰ) 町民の交流と社会参加の促進

① ふれあいの場と機会づくり

■現状と課題

日常生活に不安を感じているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦が増加する中、地域との交流が持てずに社会的に孤立し、閉じこもりがちになるケースが少なくありません。閉じこもりがちになると、精神的にも肉体的にも弱ってしまい、うつ状態や要介護状態になりやすくなります。

このようなことは、高齢者だけではなく、障がいのある人や子育て中の、介護をする人にも当てはまります。

楽しみと生きがいを持ち、いつまでも元気に暮らすためには、ふれあいの場や息抜きの場などに参加することが必要です。

町内では、社会福祉協議会が行う高齢者サロンや地域サロン、家族介護の会（いっぷくしていく会）、お話し会「カッコウ」、チームオレンジかみしほろ、ボランティア団体など多くの活動が展開されています。だれもが気軽に参加できるよう交流の場の創出や支援が必要です。

■主な取り組み

■サロン事業の充実

社会福祉協議会が主体となっている高齢者サロンや地域サロンへの支援を行い、閉じこもりや介護予防へ繋げていきます。

■地域活動支援センターの充実

障がいのある人の社会参加を推進するため、地域活動支援センターを受託しているNPO法人への支援を引き続き行い、自分を活かせる場の創出を行います。

■福祉団体間の連携の促進

各地域サロンやボランティア団体、子育て支援、障がいのある人の支援団体などがお互いに意見交換・情報共有できるよう、各団体が連携できる機会をつくり、多世代が交流できる取り組みを推進します。

■多世代交流・多文化交流の推進

こどもから高齢者まで、多世代が自然に交流できる場を増やすとともに、外国人住民や移住者が地域に溶け込めるよう、多文化交流イベントの開催などに取り組みます。

② 生きがいづくり

現状と課題

いつまでも楽しく生きがいをもって暮らすことは、生活の質を高めることにつながります。高齢者も障がいのある人も子育て中の人も含めて、老若男女、だれもが生きがいをもって暮らせるまちづくりが心の豊かさを育み、「だれもが生涯活躍するまち」を築きます。

老人クラブや各種サークル活動は、同世代の交流のみならず、健康づくりや介護予防活動にもつながっています。

今後も様々な世代が自主的な活動を取り組めるよう支援するとともに、働く場や地域福祉活動ができる場の提供を図ります。

主な取り組み

■社会参加の促進

高齢者や障がいのある人などが閉じこもりにならないよう、サークル活動やイベントなどへの参加の促進に努めます。また、既に活動を行っている人々と連携し、「誘い合い」や「声かけ」を行い参加しやすい仕組みをつくります。

■自主的活動への支援

老人クラブや各種サークル活動については、社会福祉協議会と連携を図りながら、今後も継続的な支援を行います。

■就労支援の充実

一人ひとりが個人として尊重され、高齢者や障がいのある人、子育て中のなど、だれもが生きがいをもてるような就労の機会を得ることができるように努めます。

また、個人の豊かな経験と知識が活かされるような活動の場の確保を行います。

③ 孤独・孤立対策の推進

現状と課題

令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立を社会全体の課題と位置づけ、当事者が孤独・孤立の状態から脱却できるよう施策を推進することが求められています。

本町においても、高齢化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、地域や家族とのつながりが希薄化することで、社会的に孤立する高齢者が増えています。閉じこもりがちになると、心身の健康が低下し、認知症や要介護状態につながるリスクも高まります。

また、若年層や中年層においても、ひきこもり状態にある人が存在し、長期化することで8050問題^{※1}など深刻な課題へと発展するケースがみられます。ひきこもりの背景には、就労の困難、人間関係の悩み、精神的な課題など複合的な要因があり、本人だけでなく家族も孤立し、支援につながりにくい状況があります。

さらに、子育て中の母親の孤立、介護者の孤立、障がい者や外国人住民の孤立など、あらゆる世代・状況において孤独・孤立のリスクがあります。だれもが安心して過ごせる居場所があり、孤独・孤立に陥ることなく、地域でつながり、支え合える社会をつくることが求められます。

^{※1}80代の親が50代のひきこもり状態にある子を長期間支えている世帯構造のこと。親の高齢化や病気等をきっかけに、世帯全体が経済的困窮や社会的孤立に陥るリスクが高まる社会問題。

主な取り組み

■全世代型・多世代交流に応じた居場所の充実

子育て中の親や、こども、若者、高齢者、介護者など、それぞれのライフステージに応じた居場所を整備します。特に、中高生・若者の居場所や、介護者が息抜きできる場の充実を図ります。また、こどもから高齢者まで、世代を超えて交流できる居場所の充実を図ります。

■既存施設の有効活用

公共施設、空き家、商店街の空きスペース、集会所などを有効活用し、身近な場所に多様な居場所を創出します。

■孤独・孤立の予防と早期発見、支援体制の構築

地域での見守り体制の強化を図るとともに、継続的な伴走型支援や多様な相談手段の確保などにより、孤独・孤立のリスクがある人を早期に発見し、支援する体制を構築します。

■多様な居場所づくり

交流の場、学習の場、相談の場等の居場所づくりについて検討を進め、心の拠り所となるような居場所を創出します。

■関係機関・団体との連携強化

社会福祉協議会、NPO、民間事業者、地域団体などと連携し、それぞれの強みを活かした居場所づくりのネットワークを構築します。

③ ボランティア・NPO 法人などへの支援

現状と課題

地域福祉活動には、行政区やボランティア団体、NPO 法人や社会福祉法人など様々な団体が協働で取り組んでいます。地域福祉活動の推進には、町民一人ひとりの役割に加え、関係団体の役割が非常に重要です。

そのため、各団体の活動が継続・発展できるよう支援を行っていく必要があります。

主な取り組み

■地域福祉活動を推進する団体への支援

地域福祉活動を行う団体へ、広報や研修などを通じて活動の周知や啓発を行います。

■研修等の学習機会の提供

高齢者や障がいのある人への支援、子育て支援などに関するものなど様々な分野でボランティア活動へのきっかけとなるような研修等の学習機会をつくります。

■ボランティア人材の交流

関係機関と連携しながら、ボランティア実践者の意欲が継続されるために、各分野で活躍する人たちの交流する機会をつくります。

基本目標3 だれもが安心して暮らせる 仕組みづくり

(1) 情報提供と相談支援体制の充実

① 情報の収集と発信

現状と課題

地域福祉を担う町民、地域、団体、事業者などの関係機関等が抱える課題や要望などの福祉ニーズをきめ細かく把握するための機会をつくることが必要です。

また、福祉制度は、複雑で多岐にわたっており、どのようなサービスがあるのか、どこで相談していいのか分からない人は少なくありません。自分にとって利用できるサービスは何か、必要なサービスは何かを自らが選択できるように分かりやすい情報を提供することが重要となります。

主な取り組み

■福祉ニーズの把握

地域福祉を担う町民、地域、団体、事業者などの関係機関等の困りごとなどその実情を把握し、必要な支援を見いだし、既存の福祉サービスの拡充や新たなサービスの提供に努めます。また、課題やニーズに対して、関係機関と情報の共有を図りながら、課題解決に向けて互いに連携します。

■伝わりやすい福祉情報の提供

「ふくしまガイドブック」などを活用した分かりやすい情報の提供、広報紙やホームページへの掲載、SNSなどの活用、公共施設等での掲示のみならず、町民が活動する場などで情報提供を行います。また、地域や学校等と連携を図りながら、必要に応じて、説明会や出前講座など直接、説明する機会を設けます。

② 包括的な相談支援の推進

現状と課題

町民の生活課題は多岐にわたり、幼児から高齢者まで抱える悩みも多種多様となっています。このような複合的な課題については、福祉分野だけではなく、医療・保健・介護・生活環境・教育など個別の分野を超えた包括的な相談支援が求められています。

町では、高齢者については「地域ケア会議※¹」、障がい児・者については「地域自立支援協議会※²」、虐待や不登校などの児童については「要保護児童対策地域協議会※³」、子育て家庭や地域が抱える子育て課題の発掘と解決を図るための「子育て支援検討委員会※⁴」を設置しています。また、制度の狭間への支援については、関係各課や関係団体、専門相談機関が参画する「重層的支援会議」を設置し、必要な支援の充実や地域課題の把握、社会資源の創出を図る必要があります。

また、働きたくても仕事に就くことができない、働いていても収入が少ないなど、生活困窮に直面している人が増加し、生活相談も増加傾向にあります。生活困窮者の中には、単に仕事に就くことができないだけではなく、疾病や障がい、家庭環境などの複合的な課題を抱えている人も多いため、個人の状況に応じた支援が求められます。

※¹ 高齢者個人の自立支援に向けた検討を行うとともに、そこから地域の共通課題を把握し、地域づくりや政策形成につなげることを目的に多職種が協働で行う会議。

※² 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援事業者、福祉サービス事業者、行政、当事者団体等が連携し、地域全体の課題解決や支援体制の整備について協議する場。

※³ 虐待を受けている児童や非行児童など、保護や支援が必要な子ども（要保護児童等）に関する情報を関係機関で共有し、適切な連携の下で支援を行うために設置される協議会。

※⁴ 地域の子育て支援の充実に向けて、子育て家庭のニーズや地域の課題を把握し、施策の方向性や事業計画の策定・点検等について審議・検討する委員会。

主な取り組み

■包括的な相談支援体制

関係機関との連携により、相談者が気軽に安心できる相談体制の構築を図ります。

子育てに関する総合的窓口である「こどもと子育ての相談センターうみそら」や子どもの発達などの相談に対応する「子ども発達支援センター」、高齢者等の相談窓口である「地域包括支援センター」、障がい者等の相談窓口である「障がい者相談支援事業所」の相談機能の充実を図ります。

また、だれもが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けられるよう、福祉分野にとどまらず、生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備の検討を行います。

■地域や民生委員児童委員との連携

地域の身近な相談窓口である民生委員児童委員や地域住民との連携を図り、抱える問題が深刻化する前に早期発見、早期対応を行います。

■専門機関との連携

虐待、暴力などによる相談については、相談者に配慮し、専門相談機関である配偶者暴力相談支援センターと連携します。また、生活困窮者からの相談に対しては、北海道や自立相談支援事業所「とかち生活あんしんセンター」などの関係機関と連携し、包括的に対応を図り、相談者の自立支援に向けた取り組みを行います。

(2) 福祉サービスの充実

① 福祉サービスの充実

現状と課題

町では、行政や社会福祉法人などによる様々な福祉サービスが提供され、支援を必要とされている方の生活を支える重要な役割を果たしています。

福祉サービスは、利用者本位という考え方方に立ち、サービスを必要とするすべての人が、自分に適した、質の良いサービスを自らの意思で選択し利用できることが重要です。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者の立場に立った福祉サービスの提供体制の確保と充実が求められています。

主な取り組み

■介護予防・健康づくりの推進

健康診断や検診等の促進、福祉・保健・医療・介護の関係機関が連携し、心身の健康づくりや生活習慣病・疾病の予防、介護予防事業を推進するとともに、健康に関する事業の実施を通して、健康に対する理解の促進を行い、健康寿命の延伸を図ります。

■介護サービスの確保・充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅サービス・施設サービスの提供体制を確保します。また、介護する側の家族等が安心して外出できるなど、介護ストレスが軽減できるような支援を図ります。

■介護人材の確保・定着支援

介護人材の不足に対応するため、待遇改善、働きやすい職場環境づくり、介護ロボット・ICT[※]の活用による業務効率化などを支援します。

[※]Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。介護現場の記録や情報共有の効率化に活用される。

■障がい者サービスの確保・充実

住み慣れた地域で安心・自立して暮らし続けることができるよう、「就労継続支援事業所^{※1}」を中心に個々人の状態に応じた必要なサービスの提供体制に努めます。

また、主体的に社会の様々な活動に参加できるよう、就労支援や環境整備（住居・移動・心のバリアフリー^{※2}）に努めるとともに、乳幼児期からの早期療育や教育支援を図ります。

^{※1}一般企業での就労が困難な障がい者に働く場を提供し就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う障害福祉サービス事業所。

^{※2}障がいのある人への理解を深め偏見や差別意識をなくすこと。

■低所得者等への支援

関係団体と連携しながら、ひとり親家庭の経済的負担の軽減や低所得者が自立した生活を送るために必要な支援を図ります。

② 外出・移動などの生活支援

現状と課題

高齢者等の交通弱者にとって、買い物や通院、サークル活動などの社会参加について、移動手段の確保が日常生活上の重要な課題となっています。高齢化の進展により、自動車運転免許証の返納が増加する中、免許返納後の移動手段の確保が課題となっており、高齢者等が外出や移動しやすい環境整備が求められています。

本町では、令和4年度からタブレットを活用したデマンドバス※を運行し、外出支援を図るとともに、市街地線のコミュニティバスや自動運転バスの定期運行を開始し、移動の利便性向上を図っています。

また、高齢者の生活を支援する給食や入浴などの三愛介護サービスや除雪費助成を行っています。これらは、介護保険事業とともに重要な公的福祉サービスであり、引き続きサービスの提供を行うとともに、ニーズに合った事業の充実を図ります。

※完全予約制（デマンド）型のバス。郊外（居辺、萩ヶ岡、上音更）にお住まいの方を対象に、ご自宅から市街地にある停留所まで送迎を行う。

主な取り組み

■効果的な生活支援サービスの提供

三愛介護サービス・除雪ボランティア制度※¹・緊急通報システム※²・ゴミ出し支援など利用者にとって必要なサービスの提供に努めます。

※¹自力での除雪が困難な高齢者等に対して、団体や個人が支援者となり、ボランティアとしての除雪支援により、冬期間における在宅生活を支援する。

※²ひとり暮らし高齢者等の急病や事故などの緊急時に通報ボタンを押すだけで消防や協力員に自動通報し迅速な対応を可能にするシステム。

■外出・移動の支援

買物や通院、サークル活動など生きがいをもって生活を送れるよう、デマンドバスの利用方法の周知を図るとともに、コミュニティバスの利便性向上や、自動運転バスの利用を促進するなど、住民の移動支援や社会参加を促進します。

■交通安全・防犯対策の推進

交通安全指導員をはじめ、関係機関との連携により、歩行中や自動車・自転車の運転中の事故を防ぐため、引き続きこどもや高齢者を中心に関交通安全教室を開催し交通安全に対する意識の啓発に努めます。また、悪質化する詐欺被害に遭わないように情報発信と相談支援の充実を図ります。

■高齢者等に配慮した環境整備への支援

安全で歩きやすい歩道の整備や、公共施設における段差の解消など、年齢や障がいに関わらず、利用しやすいユニバーサルデザイン※の推進に努めます。

※年齢や性別、障がいの有無、言語などに関わらず誰もが利用しやすいよう製品や建物、サービスを設計するという考え方。

③ 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

現状と課題

成年後見制度は、認知症やひとり暮らし高齢者、障がいなどにより、判断能力に不安を抱えている方が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、親族または弁護士等の専門職が後見人となって本人の財産や権利を守るものですが、制度の認知度の低さや利用のしにくさといった課題があります。

権利擁護センターにおいて、制度の周知啓発や制度利用及び相談を受け、制度利用が望ましい方を支援します。また、申立の支援や費用の助成、市民後見人^{*1}を養成します。

^{*1}市民後見人は、家庭裁判所から選任された地域の一般市民で、本人に代わって、財産管理や生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行います。

主な取り組み

■権利擁護センター機能の充実

平成27年6月より権利擁護センターの運営業務を社会福祉協議会に業務委託しており、成年後見制度をはじめとする権利擁護全般に関する相談支援を実施しています。令和6年4月からは、権利擁護センターに中核機関の機能を備えて移行設置しました。中核機関として、権利擁護支援についての地域連携ネットワークとして、法律専門職が関係者間に加わり、事例に応じた支援を仰ぐこととなり、後見人等候補者を選定する受任調整会議^{*2}が中核機関の機能として位置付けられています。

^{*2}成年後見制度の利用が必要な人に対して本人の状況や課題に応じた適切な後見人等候補者を検討し選定調整するための専門家会議。

■権利擁護、成年後見制度の学ぶ機会の創出

個人の人権が尊重され、地域で安心して自立した生活が送れるように利用者や家族だけではなく、地域全体で権利擁護の考え方や制度などが学べる機会をつくります。

■市民後見人の養成

市民後見人養成研修の広域的な共同開催を行うとともに、修了者については法人後見を実施する社会福祉協議会の後見支援員としての活動につながるよう支援します。

■困難事例への対応

判断能力の低下と身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている等、権利擁護支援が必要な人への支援のあり方について、成年後見制度利用検討委員会^{*3}にて協議・検討を行います。

^{*3}判断能力が不十分で成年後見制度の利用が必要と思われるケースについて支援の必要性や方法を多職種で協議検討する委員会。

(3) 地域福祉ネットワークづくり

① 地域包括ケアシステムの充実

現状と課題

様々な福祉ニーズの把握と課題解決には、町民、事業者、行政、専門機関との相互連携が必要です。

これから地域福祉を推進していくためには、「互助」「共助」の力が必要であり、行政は、それぞれの活動を支援することが必要です。

また、だれもが住み慣れた地域で、自分の能力に応じ自立した生活を送ることができるよう「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」など切れ目なく継続的かつ包括的に提供される「地域包括ケア」をさらに深化させ、高齢者だけではなく障がいのある方など、生活上の困難を抱える方への包括的な支援体制を構築します。

さらに、重層的支援体制整備事業により、複合的な課題を抱える方への包括的な支援を一体的に実施し、「地域共生社会」の実現を目指します。

主な取り組み

■協働による地域福祉の推進

福祉に限らず医療・介護・民生委員児童委員・ボランティア等の多職種による連携と協働により、様々なニーズの把握を行い、問題解決に取り組みます。町民や事業者、行政が共に助け合い、支え合う意識のもとネットワークを形成し地域福祉を推進します。

■早期発見・早期支援体制の確立

関係機関との連携を強化し、支援が必要な人を早期に発見し、早期に支援できる体制を整えます。

② 社会福祉協議会との連携

現状と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法上で地域福祉の推進を図ることを主な目的とし、地域福祉を推進するための事業を企画及び実施、地域福祉活動へ町民が参加するための援助などを実施する団体として位置づけられています。

福祉ニーズが多様化する中、新たな事業展開が求められており、社会福祉協議会が地域のリーダー役となり、地域住民や福祉関係者と一層の連携を図った地域福祉の推進が求められています。

主な取り組み

■社会福祉協議会との協働

福祉に関するボランティア団体、事業者等の各関係機関との連絡調整などを社会福祉協議会と協働して行い、関係機関が実施する事業活動への支援、各種福祉サービスの円滑な推進に努めます。

■社会福祉協議会への支援

地域における公益的な取り組みや地域に暮らす住民を支えるための、福祉ニーズに合わせた取り組みを支援します。

③ 地域活動拠点づくり

現状と課題

地域活動の活発化を図り、助け合い、支え合いの地域力を高めるためには、地域で情報交換や交流できる活動拠点が必要となります。現在、コミュニティセンターの利用はもとより、生涯学習センター、認定こども園併設の地域サロン、社会福祉法人上士幌福寿協会の地域交流スペース「こでまり」、(株)生涯活躍のまちかみしほろの「hareta(ハレタ)」などがあり、世代間交流や地域交流の場として利用されています。

主な取り組み

■交流拠点の充実

交流拠点は、地域活動や地域交流の場として重要な役割を果たしており、世代間の交流と合わせて、日常のコミュニケーションができる魅力と活気があふれる場所である必要があります。今後も生涯学習センターを核として、町民が元気になる交流拠点づくりを推進します。

④ 重層的支援体制の整備【重層的支援体制整備事業計画】

現状と課題

少子高齢化や世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などを背景に、福祉の課題は個人や世帯の中により複雑化・複合化しています。8050問題^{※1}やヤングケアラー^{※2}、ひきこもり、社会的孤立など、単一の分野や制度の枠組みだけでは対応が困難なケースが増加しており、従来の高齢・障がい・こどもといった縦割りの支援体制では、制度の狭間で必要な支援を受けられない方が生じる懸念があります。

本町が目指す「だれもが生涯活躍するまち」を実現するため、こうした複合的な課題を抱える個人や世帯を分野の垣根を越えて地域全体で「まるごと」受け止め、一人ひとりに寄り添いながら支え続ける包括的な支援体制（重層的支援体制）を構築することが重要です。

*¹80代の親が50代のひきこもり状態にある子を長期間支えている世帯構造のこと。親の高齢化や病気等をきっかけに、世帯全体が経済的困窮や社会的孤立に陥るリスクが高まる社会問題。

*²本来大人が担うべき家族の介護や世話、家事などを日常的に行っている18歳未満の子ども。学業や成長への影響が懸念される。

主な取り組み

■包括的相談支援体制の強化

「断らない相談窓口」を中心に関係機関が連携し、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯をまるごと受け止めます。分野横断のチームで状況を整理し、だれもが安心して相談でき、必要な支援へ切れ目なくつなげる体制を整備します。

■社会参加の機会創出

社会的孤立からの回復や役割の再発見を支援するため、本人の希望や状況に合わせた多様な社会参加の機会を創出します。就労やボランティア、地域の居場所などへ丁寧につなぎ、その人らしい活躍の実現に向けた支援を行います。

■住民が主役の地域づくりの推進

「支援する側・される側」に分かれない地域を目指し、住民が主体となる活動を後押しします。多世代が交流できる居場所や身近な支え合いの仕組みを育むことで、課題の発生を予防し、だれもが役割を持つ「我がこと」の地域文化を醸成します。

■訪問等による継続的な伴走支援

自らSOSを出せないなど、支援が届きにくい方に対し、訪問（アウトリーチ）等を通じて積極的に関わっていきます。本人の主体性を尊重しながら、安心して次の一步を踏み出せるまでの継続的な伴走支援を行います。

■多機関協働によるチーム支援体制の構築

単一の機関では対応困難なケースに対し、「重層的支援会議」を中心としたチーム支援体制を構築します。関係機関が目標を共有し、支援計画の作成と定期的な見直しを行うことで、役割の明確な包括的支援を実践します。

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理

この計画を総合的に推進するため、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。計画に基づく事業の進捗状況を確認し、町民全体にきめ細かなサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図りながら計画を推進します。

また、地域における支え合いなどの地域福祉活動に関する町民意識や活動状況の把握に努め、適切な評価や計画の推進と進捗状況について検証し、必要に応じて見直しを行います。

2 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、行政・社会福祉協議会・地域住民・福祉事業者・NPO等の多様な主体による協働体制の構築が不可欠です。また、保健、福祉、教育のみならず、医療、住宅、生活環境、労働等多方面にわたっており、町全体としての総合的な取組が必要であることから、庁内関係各課との連携や調整を図りながら、総合的に施策を展開します。地域レベルでは、民生委員児童委員、行政区、ボランティア団体等が連携し、見守り活動や居場所づくりなど具体的な取り組みを推進します。また、広報紙やホームページ、SNSの媒体、各種行事等の機会を通じて、計画の周知を図ります。

資料

I 第5期上士幌町地域福祉計画の策定経過

(1) 第5期上士幌町地域福祉計画策定委員会

第1回 令和7年8月18日（月）

▶第5期上士幌町地域福祉計画の概要について

第2回 令和7年12月2日（火）

▶第5期上士幌町地域福祉計画（素案）について

第3回 令和8年2月上旬予定

▶第5期上士幌町地域福祉計画（案）について

(2) 意見聴取

書面調査、株式会社ぎょうせい、保健福祉課による聞き取り、社協職員一部同席

令和7年2月27日（木）	上士幌町民生委員児童委員協議会	消防庁舎
3月11日（火）	上士幌町老人クラブ連合会	生涯学習センターわっか
3月11日（火）	社会福祉法人上士幌福寿協会	訪問
3月11日（火）	NPO法人サポートセンター白樺	訪問
3月11日（火）	社会医療法人北斗（上士幌クリニック）	訪問
3月12日（水）	（株）生涯活躍のまちかみしほろ	訪問
3月13日（木）	上士幌町商工会	訪問
3月14日（金）	家族介護 いっぷくしていく会	ふれあいプラザ
6月11日（水）	地域サロン（きずなの会）	生涯学習センターわっか
6月16日（月）	地域サロン（ゆうゆう会）	役場庁舎2階A会議室
6月17日（火）	お話会カッコウ	生涯学習センターわっか
6月17日（火）	地域サロン（くるみの会）	東地区集会所
6月21日（土）	地域食堂うれしか	ふれあいプラザ
7月3日（木）	チームオレンジかみしほろ	ふれあいプラザ
令和7年12月17日（水）	素案に対する町民意見公募	役場保健福祉課・ふれあいプラザ・生涯学習センターわっか・上士幌町社会福祉協議会
～令和8年1月14日（水）	（パブリックコメント）	

2 第5期上士幌町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき上士幌町における地域福祉の総合的かつ効果的な推進を図るため、「第5期上士幌町地域福祉計画」（以下「計画」という。）策定を目的として、第5期上士幌町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は上士幌町の地域福祉に対する総合的な施策について、調査及び検討を行い、計画を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、福祉団体の代表者、保健福祉等の関係者、職見を有する者などから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、計画の策定完了時までとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は保健福祉課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

3 第5期上士幌町地域福祉計画策定委員会委員名簿

役職名	氏 名	所 属 団 体 名	備 考
委員長	田 中 松 雄	社会教育委員会	委員長
副委員長	遠 山 昇	上士幌町老人クラブ連合会	会長
委 員	砂 金 正 幸	身体障がい者相談員	
//	板 垣 梨 絵	上士幌町こどもと子育ての相談センターうみそら	そら 主査
//	遠 藤 裕 司	上士幌町包括支援センター	センター長
//	大 友 禮 子	社会福祉法人上士幌町社会福祉協議会	副会長
//	柏 川 秀 明	知的障がい者相談員	理事
//	賀 陽 龍 司	社会福祉法人上士幌福寿協会	常務理事
//	小 池 宏 紀	NPO法人サポートセンター白樺	事務局長
//	佐 藤 佳 邦	上士幌町商工会	総務企画委長 商業部会長
//	名 波 透	(株)生涯活躍のまちかみしほろ	事業統括
//	馬 場 美 子	上士幌町民生員児童委員協議会	
//	松 浦 静 子	チームオレンジかみしほろ	
//	矢 戸 静 恵	家族介護 いっぷくしていく会	代表
//	柳 澤 秀 明	社会医療法人 北斗	上士幌クリニック・ 老健かみしほろ事務長

※敬称略・50音順